

ふらっとソーラープラン

(需給契約要綱)

2023年8月1日実施

北海道電力株式会社

ふらっとソーラープラン

1 契約種別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、ふらっとソーラープランといたします。

2 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- (2) 需要場所と電氣的に接続している発電場所において、当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備に連系されている別表1（太陽光発電設備）に定める設備（以下「太陽光発電設備」といいます。）が設置されていること。
- (3) ヒートポンプを利用した電気暖房機および電気給湯器を使用し、かつ、需要場所におけるすべての暖房設備および給湯設備に要する熱源を電気でまかなう需要（以下「電化給湯暖房需要」といいます。）であること。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

4 契約電力

- (1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この契約要綱により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この契約要綱により新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力

の決定上、この契約要綱によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 需要場所における主開閉器の定格電流を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 需要場所における主開閉器の定格電流を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における主開閉器の定格電流等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(2) 需要場所における主開閉器または負荷設備を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

5 期 間 区 分

期間区分は、次のとおりといたします。

(1) 冬 期 間

毎年 12 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 3 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間をいいます。

(2) その他期間

冬期間以外の期間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネ

ルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 4 キロワット以下の場合の基本料金の半額といたします。

イ 契約電力が 4 キロワット以下の場合

1 契約につき	2,200 円 00 銭
---------	--------------

ロ 契約電力が 4 キロワットをこえる場合

1 契約につき最初の 8 キロワットまで	4,400 円 00 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	550 円 00 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、冬期間に使用された電力量には冬期間料金を、その他期間に使用された電力量にはその他期間料金をそれぞれ適用いたします。

イ 冬期間料金

定額料金	1 契約につき最初の 1,000 キロワット時まで	18,711 円 00 銭
従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	36 円 85 銭

ロ その他期間料金

定額料金	1 契約につき最初の 500 キロワット時まで	18,711 円 00 銭
従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30 円 25 銭

7 そ の 他

(1) 太陽光発電設備にかかわる取扱い

イ 太陽光発電設備を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ロ 当社は、太陽光発電設備の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、太陽光発電設備の機能を証明する書類等を提出していただくことがあります。

(2) 電化給湯暖房需要にかかわる取扱い

イ 暖房設備および給湯設備の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ロ 当社は、電化給湯暖房需要であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

(3) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

ハ 当社は、標準約款 18 (日割計算) により日割計算を行ない、料金を算定いたします。

ただし、定額料金 (契約電力を変更したことのみにより料金を日割りする場合の定額料金を除きます。) および料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 2 (定額料金等の日割計算の基本算式) によるものといたします。

ニ 最大需要電力が 50 キロワット以上となる場合は、需給契約の変更についてすみやかに協議するものとし、協議が整うまでの間は、この契約要綱に準じて取り扱います。

ホ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

附 則（実施期日）

この契約要綱は、2023年8月1日から実施いたします。

別 表

1 太陽光発電設備

太陽光発電設備とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項第1号に定めるエネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいいます。

2 定額料金等の日割計算の基本算式

(1) 定額料金等の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 定額料金を日割りする場合

基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 冬期間料金

$$\text{定額料金適用電力量} = 1,000 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(ロ) その他期間料金

$$\text{定額料金適用電力量} = 500 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(2) 定額料金適用電力量とは、(1)イによって算定された定額料金が適用される電力量をいいます。また、定額料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 標準約款17(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(1)ロの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(4) この契約要綱の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の(1)ロにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ この契約要綱の適用を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ この契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(5) この契約要綱の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の(3)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

- イ この契約要綱の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- ロ この契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。